



平成31年1月18日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成30年(イ)第203号 貸金請求控訴事件

原審 大阪簡易裁判所平成30年(イ)第5156号

口頭弁論終結日 平成30年11月1日

6

判 決

大阪府

控 訴 人

同訴訟代理人弁護士 吉 田 哲 也

同復訴訟代理人弁護士 別 所 美 保

10

大阪市

被 控 訴 人

同代表者代表取締役

主 文

15

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1, 2審とも被控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

主文同旨

20

第2 事案の概要

25

- 1 本件は、貸金業者である被控訴人（原審原告）が、控訴人（原審被告）との間で締結した金銭消費貸借基本契約に基づき継続的に金銭を貸し付けたと主張し、金銭消費貸借契約に基づく貸金返還請求権として、貸金残元金17万7222円及び平成30年2月20日までの確定遅延損害金84万8600円並びに上記残元金に対する同月21日から支払済みまで約定（ただし、利息制限法所定の制限利率を超えない限度）の年26.28%の割合による遅延損害金の

支払を求める事案である。

原審は、被控訴人の請求を全部認容したことから、これを不服とする控訴人が本件控訴を提起した。

2 前提事実（当事者間に争いがない）

6 (1) 被控訴人（当時の商号は、 ）は、平成11年1月28日、控訴人との間で、以下の内容により、金銭消費貸借基本契約（以下「本件基本契約」という。）を締結した。

ア 極度額 30万円

イ 利息 年36.500%

10 ウ 遅延損害金 年39.000%（年365日の日割計算）

エ 分割金の弁済日 毎月13日

オ 期限の利益喪失

控訴人が分割金の支払期日までに利息又は元金の支払を怠った場合は、当然に期限の利益を失い、残元金に遅延損害金を合せて一時に支払う。

15 (2) 控訴人は、本件基本契約に基づき、原審第1回口頭弁論調書別紙計算書（以下「本件計算書」という。）の「取引日」、「貸付額」及び「入金額」の各欄記載のとおり、借入れと弁済を繰り返した（以下「本件取引」という。）。

(3) 控訴人は、平成11年6月14日の支払を怠り、同日の経過により本件基本契約に係る債務（以下「本件債務」という。）の期限の利益を喪失した。

20 (4) 本件取引について、利息制限法所定の制限利率による引き直し計算をすると、その元金及び遅延損害金の額は、本件計算書のとおりとなる。

(5) 控訴人は、平成12年10月6日の弁済を最後に、被控訴人に対する弁済を行っていない。その後、平成17年10月6日が経過した。

25 (6) 控訴人は、被控訴人に対し、平成30年5月29日、(5)による消滅時効を援用する旨の意思表示をした。

(7) 控訴人は、被控訴人に対し、平成30年4月27日に被控訴人に到達した

原審答弁書において、請求原因を全て認める旨の記載をした。

3 争点及び当事者の主張

当審における争点は、控訴人が消滅時効を援用することが信義則に反し認められないか否かであり、この争点に関する当事者の主張は以下のとおりである。

【控訴人の主張】

被控訴人の本訴請求行為は、消滅時効に関して法的な知識に乏しい控訴人が、控訴人にとって多額の遅延損害金を含む残元金を一括して全額支払うよう求められ、給料の差押えを恐れるなど、控訴人が心理的な圧迫を受けたことを利用して、残元金とともに、その約4倍に膨れ上がった遅延損害金等を含む金員を得ようとするものである。

他方、控訴人は、原審口頭弁論において、陳述を擬制された答弁書において、「ちゃんと払います。」と述べる一方で、「母子家庭で毎月、ギリギリの生活をして」いる旨も表示し、また実際には、その後弁済を全く行っていない。

このような被控訴人の対応は、本訴請求行為を行って控訴人の無知に乘じ、時効を援用する途を封じ、高額の債権を回収しようとするものであって、被控訴人の利益を保護する必要はなく、控訴人の時効援用は信義則に反しない。

【被控訴人の主張】

控訴人は、原審答弁書で請求原因事実を全て認めており、時効完成後に債務を承認したから、時効援用権を喪失した。

時効援用権の喪失を認めた最大判昭和41年4月20日民集20巻4号702頁は、「債務者は、消滅時効が完成したのちに債務の承認をする場合には、その時効完成の事実を知っているのはむしろ異例で、知らないのが通常であるといえる」としており、控訴人が原審の段階で時効制度を知らなかったとしても、信義則の判断に何ら影響を及ぼさない。

また、控訴人が被控訴人と接触を持ったのは、原審第1回口頭弁論（平成30年5月10日実施）の後である同月15日であるところ、原審答弁書提出ま

の間、被控訴人は控訴人と何ら接触していないのであるから、控訴人が請求原因を認めたことは、明らかに控訴人の自由意思である。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

証拠（乙2、控訴人本人）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

控訴人は、本件訴訟の訴状を受領する前に、被控訴人の関係者を名乗るスーツ姿の男性の訪問を受けた。この男性は、控訴人の自宅を訪れ、控訴人の携帯電話の番号及び勤務先を尋ねた。同男性が去った数分後、控訴人の携帯電話に被控訴人の関係者を名乗る別の男性から電話があり、この男性は、控訴人に対し、借り入れた金員の返済を催促した。控訴人は、債務の内容の詳細が把握できていなかったものの、急な電話に困惑すると同時に、厳しい取り立てを受けることを恐れ、母子家庭のため実際には支払が困難であることを認識しながらも月々5000円の分割弁済を提案したが、被控訴人の関係者は、この提案では不十分であるとしてこれを受け入れなかった。

その後、本件訴訟の訴状を受領した控訴人は、経済的には月々5000円の支払も困難であったが、上記提案よりも良い条件の提案をしなければ和解に応じてもらえないと考え、原審における答弁書に、請求原因事実を全て認める旨の記載をした上で、「平成30年5月から毎月末日までに金1万円ずつ支払う。」形での和解を希望する旨記載した。

2 判断

まず、そもそも、訴訟において請求原因事実を認める旨答弁することは、必ずしも消滅時効による債務消滅の主張と相容れないものではない。

また、前記認定した事実によれば、控訴人は、本件訴訟の訴状を受領する前に被控訴人の関係者から接触を受けたことを契機として、債務の内容の詳細を把握しないままに分割払いの提案を行い、その交渉の延長として原審答弁書に

において請求原因事実を認め、分割払いを希望する旨の記載をしたものであり、請求原因事実を認めたことや分割払いの提案が控訴人の完全な自由意思によって行われたものとは認められない。

そして、被控訴人は、貸金業者であり、本件基本契約に基づく控訴人との取引の履歴を把握し、本件債務について消滅時効が完成していることを十分認識した上で、控訴人に対する書面による請求行為を行った上、控訴人宅を訪問して取立行為に及んでいることは明らかであるのに対し、控訴人は、本件債務について消滅時効が既に完成していることを知らずに、被控訴人の求めに応じて、分割払いの提案を行ったものであることは明らかである。したがって、被控訴人は、本件債務について消滅時効が完成していることを十分認識しながら、控訴人が消滅時効について法的知識を欠くことに乗じて、後の時効援用を封じる意図の下に分割弁済をもちかけて、分割弁済の申し出をさせたとの疑いが強いというべきである。これらのことに加え、被控訴人において、控訴人の原審答弁書の記載を信じたことで何らかの不利益を被ったと認めるに足りる証拠はないことからすると、被控訴人に保護すべき正当な期待が生じていたものということはできない。

よって、控訴人による時効援用は、信義則に反しないものというべきである。

第4 結論

以上によれば、被控訴人の控訴人に対する請求は、理由がないから棄却すべきである。よって、本件控訴は理由があるから、原判決を取り消し、被控訴人の請求を棄却することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法67条2項、61条を適用して、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第16民事部



裁判長	裁判官	福	田	修	久
	裁判官	岡	野	慎	也
	裁判官	中	澤	崇	晶

5

(原本署名押印欄)

10

15



裁判所書記官 内藤 こと子

大阪地方裁判所第16民事部

平成31年1月18日

これは正本である。